

第7章

地方公共団体との連携強化等のための取組



市町村再犯防止等推進会議の様子

第1節 地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

(1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】

法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）5月には、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、全都道府県及び指定都市に情報提供を行った。

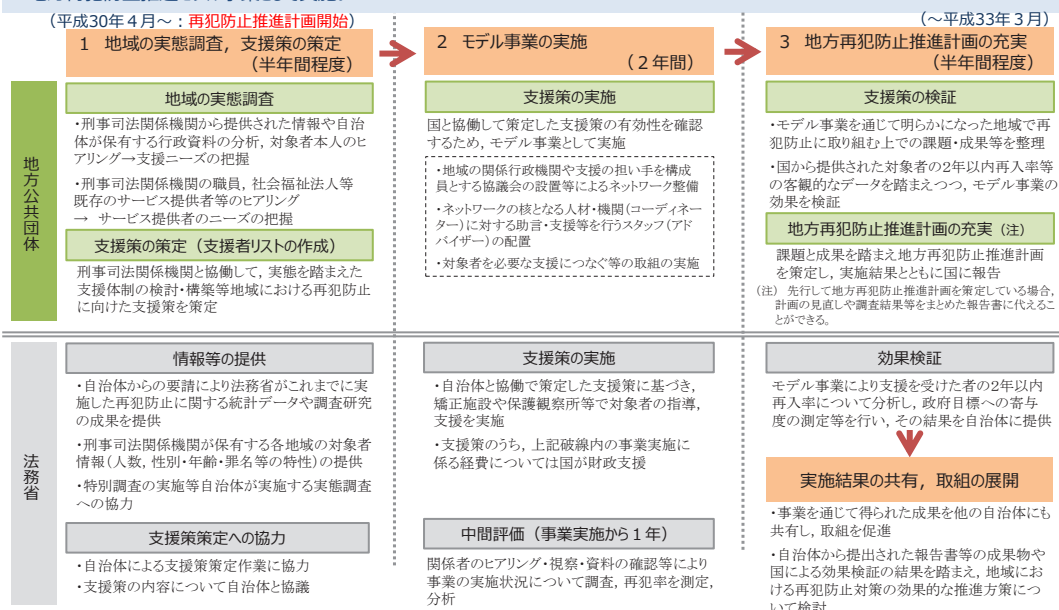
(2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、地方公共団体が①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1 参照）を実施している。同事業においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討し、その成果を広く普及することとしている。具体的には、2018年3月から5月にかけて、地方公共団体において再犯防止に向けた取組を実施する上で必要な調査内容について企画提案を募集した。そして、同年6月から7月にかけて、2018年度から3年間を通じて同事業を行う地方公共団体を決定した。これらの地方公共団体に対しては、同事業の実施のために必要な情報提供や助言などを行っている。

資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地方再犯防止推進モデル事業として実施。



出典：法務省資料による。

(3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1参照）においては、関係する地方公共団体の職員、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする「地域再犯防止推進会議（仮称）」を設置し、これを定期的に開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととなっている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援している。

(4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、再犯防止活動への民間資金の活用を検討や調査研究において、地方公共団体の取組への導入や事業立案に向けた検討も行うこととしている（【施策番号96、97（P105）】参照）。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2018年（平成30年）1月から2月にかけて、全国8か所において、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会を開催し、地方公共団体や刑事司法関係機関の担当者を対象として、再犯防止推進計画の内容や同計画を踏まえた地方再犯防止推進計画の策定における留意点及び依頼事項についての説明を行った。

また、2018年8月には、同年6月に設立発起人会議が行われた矯正施設所在自治体会議（【施策番号111】（P122）参照）を発展させ、矯正施設が所在する地方公共団体だけでなく、全市区町村へと参加対象を拡大し、再犯防止の取組における市町村間のネットワークの構築を目的とした市町村再犯防止等推進会議を開催し、各市町村においても地方再犯防止推進計画を策定するよう働き掛けを行っている。なお、地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1参照）においては、地方公共団体は、効果検証を2020年度（平成32年度）中に実施し、同年度末までに本事業の成果等を地方再犯防止推進計画（又は調査結果報告書）として取りまとめることとしている。

加えて、検察、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施した。

3 地方公共団体との連携の強化

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、地方公共団体に対して、地域の実情に応じ、地方再犯防止推進計画の策定や地域再犯防止推進モデル事業の実施計画策定等に当たって必要な情報や、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報、そのほか地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年（平成30年）に、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会や市町村再犯防止等推進会議（【施策番号108】参照）、平成30年度再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P113）参照）を開催し、犯罪をした者等に対する指導や支援に関する知見等の提供や共有を行っている。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体、学会等が開催する研修やシンポジウム等の講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援

に関する知見等を提供している。

なお、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号100】(P106) 参照）。

(3) 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業を実施している（【施策番号105】(P120) 参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である7月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）及び2018年（平成30年）は、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に送付し、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼した。

また、地方公共団体における再犯の防止等に関する取組として、2018年6月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催された。

矯正施設所在自治体会議は、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的として、設立に向けた準備が進められている会議であり、法務省も本会議の実施に協力している。

矯正施設が所在する自治体の中には、地域振興を政策課題としているところも少なくない。このことから、近年矯正施設では、施設が持つ人的・物的な資源を活用して地域の課題解決に貢献するため、地域との連携、共生に向けた取組を進めている。具体的には、災害時における地域の防災拠点として施設を活用する取組や、後継者不足が問題となっている伝統工芸品の製造を刑務作業として実施する取組などがある。

(4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年（平成30年）に、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会や市町村再犯防止等推進会議（【施策番号108】(P121) 参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】(P113) 参照）を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進し、地方における再犯防止を推進するため、法務省は、2018年度新たに、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置するとともに、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置、全国8庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。

警察庁は都道府県警察に対して、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対して、それぞれ文書や会議等を通じて、再犯防止推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼した。

美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業

美祢市役所

美祢市は、山口県の西部中央の中山間地域に位置し、県内では唯一海に面していない市である。市内には、特別天然記念物の秋吉台・秋芳洞を有しているほか、知名度は高くないが、高杉晋作率いる諸隊が長州藩政府軍と戦い勝利し、長州藩が倒幕へ歩み出した地であることから、「明治維新発祥の地」と呼ばれている。市内には、全国初のPFI刑務所である「美祢社会復帰促進センター」（以下「センター」という。）が立地している。美祢市では、センターを地域の重要な資源と捉え、「美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要戦略の一つに「共生への意識醸成を進め、新たな雇用をつくる」を掲げ、これを実現するために、センターを活用した地域共生のまちづくりを進めているところである。

このような中、2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、全国の刑務所では再犯防止に資する取組を強化しているところ、法務省から、センターの職業訓練を美祢市の地方創生に繋げる取組はできないか提案を頂いた。具体的には、ヤフー株式会社、株式会社小学館集英社プロダクション、法務省及び美祢市が連携し、センターの職業訓練で、美祢市の地場産品等を販売するヤフーショッピングのストアサイトを受刑者が作成し、その後のサイトの公開を含む運営を美祢市内の「道の駅おふく」が行うものである。国が進める再犯防止に大きく寄与するだけでなく、人口減少・少子高齢化等に直面している美祢市にとっても、地方創生の起爆剤となり得るまたとない大きなチャンスであると考え、この画期的なプロジェクトへの参画を正式に表明した。

同プロジェクトに参画することが決まってからは、ストア名や販売する商品の選定、価格や送料・手数料の設定など決めなければならないことが多かった。その中でも特に苦慮したのが商品の選定である。美祢市の特産品等は、種類は多いものの、それぞれの生産量が少ない特徴がある。そのため、「ぜひ全国の皆さんに食べてほしい。」と自信を持ってお奨めできる商品であっても、従来の店頭販売に加え、ウェブストアで販売できるだけの供給体制が整っていないものも多く、泣く泣く販売を断念せざるを得ないものがあつた。その他、消費期限が短い商品、冷蔵・冷凍商品、季節物の商品、一品物の工芸品の取扱いなど様々な検討課題が発生したが、できる限り前例にとらわれないことに留意しつつ、道の駅等の関係者と調整を進めている。

なお、センターにおいては、2018年（平成30年）7月から、同プロジェクトとして職業訓練「ネット販売実務科」が開講されており、10月末のストアサイト完成に向け、受刑者がネット販売に関する専門知識や技能の習得に日々奮闘している。成果物であるストアサイトは、11月中を目途に公開し、道の駅で運営することになるが、「ストアサイトを公開すれば成功」とは考えていない。同プロジェクトを一つの契機として、事業者間連携、更に魅力的な商品開発等を促進し、「地産外商」の拡大を通じた地方創生の実現を目指したい。



職業訓練「ネット販売実務科」講義の様子
【写真提供：美祢社会復帰促進センター】



道の駅おふく（外観写真）
【写真提供：美祢市役所】